

# 石巻市保育所及び認定こども園（1号認定除く）保育料基準額表

平成28年4月1日施行

## ①ひとり親世帯等以外

階層区分		保育料月額（単位：円）						
		3歳未満児（3号認定）		3歳児（2号認定）		4歳以上児（2号認定）		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	
2	第1階層を除く市民税非課税世帯	4,500 (2,250)	3,400 (1,700)	3,000 (1,500)	2,200 (1,100)	3,000 (1,500)	2,200 (1,100)	
3	市民税課税世帯	均等割の額のみ	12,000 (6,000)	8,800 (4,400)	11,000 (5,500)	8,000 (4,000)	11,000 (5,500)	8,000 (4,000)
4		所得割課税額 48,600円未満	18,000 (9,000)	13,200 (6,600)	16,000 (8,000)	11,800 (5,900)	16,000 (8,000)	11,800 (5,900)
5A		所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	23,000 (11,500)	16,800 (8,400)	21,000 (10,500)	15,400 (7,700)	21,000 (10,500)	15,400 (7,700)
5B		所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	23,000 (11,500)	16,800 (8,400)	21,000 (10,500)	15,400 (7,700)	21,000 (10,500)	15,400 (7,700)
6		所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	29,000 (14,500)	21,200 (10,600)	27,000 (13,500)	19,800 (9,900)	27,000 (13,500)	19,800 (9,900)
7		所得割課税額 97,000円以上 123,000円未満	37,000 (18,500)	27,000 (13,500)	33,000 (16,500)	24,000 (12,000)	28,000 (14,000)	20,400 (10,200)
8		所得割課税額 123,000円以上 169,000円未満	44,000 (22,000)	32,000 (16,000)	37,000 (18,500)	27,000 (13,500)	30,000 (15,000)	22,000 (11,000)
9		所得割課税額 169,000円以上 211,200円未満	50,000 (25,000)	36,400 (18,200)	37,000 (18,500)	27,000 (13,500)	30,500 (15,250)	22,200 (11,100)
10		所得割課税額 211,200円以上 301,000円未満	58,000 (29,000)	42,200 (21,100)	37,000 (18,500)	27,000 (13,500)	30,500 (15,250)	22,200 (11,100)
11	所得割課税額 301,000円以上	65,000 (32,500)	47,400 (23,700)	37,000 (18,500)	27,000 (13,500)	30,500 (15,250)	22,200 (11,100)	

※第1階層の生活保護法による被保護世帯とは、生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯

※市民税所得割額は、住宅借入金等特別税割除・配当控除・寄附金税割除等の適用を受ける前のものです。

### 1 **ひとり親世帯等以外**の多子世帯の保育料の軽減

#### (1) 市民税所得割額57,700円未満の世帯（階層：1～5A）

市民税所得割額が57,700円未満の世帯については、**お子さんの年齢を問わず**、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目のお子さんの利用者負担額は、2分の1に減額します（**（ ）内の金額**）。また、3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。

なお、**市民税所得割額が57,700円以上の世帯**については、上記の取扱いとはなりません。

★市民税所得割額**57,700円未満**の世帯

- (例)
- ・1人目（高校生） カウント〇
  - ・2人目（保育所） 半額 カウント〇
  - ・3人目（保育所） 無料 カウント〇

#### (2) 市民税所得割額57,700円以上の世帯（階層：5B～11）

市民税所得割額が57,700円以上の世帯については、保育所の他にこども園や幼稚園等を兄弟姉妹で利用する場合（のみ）、小学校就学前の児童で最年長の児童から順に児童ごとに算定された保育料から2人目は半額、3人目以降は無料となります。

但し、保育所以外の施設を兄弟姉妹が利用している場合、「保育所・こども園保育料多子軽減届出書」が必要です。

★市民税所得割額**57,700円以上**の世帯

- (例)
- ・1人目（高校生） カウント×
  - ・2人目（幼稚園） カウント〇
  - ・3人目（保育所） 半額 カウント〇
  - ・4人目（保育所） 無料 カウント〇

# 石巻市保育所及び認定こども園（1号認定除く）保育料基準額表

平成28年4月1日施行

## ②ひとり親世帯等

階層区分		保育料月額（単位：円）						
		3歳未満児（3号認定）		3歳児（2号認定）		4歳以上児（2号認定）		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	
2	第1階層を除く市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
3	市民税課税世帯	均等割の額のみ	5,500 (0)	3,900 (0)	5,000 (0)	3,500 (0)	5,000 (0)	3,500 (0)
4		所得割課税額 48,600円未満	8,500 (0)	6,100 (0)	7,500 (0)	5,400 (0)	7,500 (0)	5,400 (0)
5		所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	11,500 (0)	8,400 (0)	10,500 (0)	7,700 (0)	10,500 (0)	7,700 (0)
6		所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	29,000 (14,500)	21,200 (10,600)	27,000 (13,500)	19,800 (9,900)	27,000 (13,500)	19,800 (9,900)
7		所得割課税額 97,000円以上 123,000円未満	37,000 (18,500)	27,000 (13,500)	33,000 (16,500)	24,000 (12,000)	28,000 (14,000)	20,400 (10,200)
8		所得割課税額 123,000円以上 169,000円未満	44,000 (22,000)	32,000 (16,000)	37,000 (18,500)	27,000 (13,500)	30,000 (15,000)	22,000 (11,000)
9		所得割課税額 169,000円以上 211,200円未満	50,000 (25,000)	36,400 (18,200)	37,000 (18,500)	27,000 (13,500)	30,500 (15,250)	22,200 (11,100)
10		所得割課税額 211,200円以上 301,000円未満	58,000 (29,000)	42,200 (21,100)	37,000 (18,500)	27,000 (13,500)	30,500 (15,250)	22,200 (11,100)
11		所得割課税額 301,000円以上	65,000 (32,500)	47,400 (23,700)	37,000 (18,500)	27,000 (13,500)	30,500 (15,250)	22,200 (11,100)

※第1階層の生活保護法による被保護世帯とは、生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯

※市民税所得割額は、住宅借入金等特別税割除・配当控除・寄附金税割除等の適用を受ける前のものです。

※「ひとり親世帯等」とは、母子世帯、父子世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯。

### 1 ひとり親世帯等の多子世帯の保育料の軽減

#### (1) 市民税所得割額77,101円未満の世帯（階層：1～5）

ひとり親世帯等のうち市民税所得額が77,101円未満の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。

なお、ひとり親世帯等のうち市民税所得額が77,101円以上の世帯については、上記の取扱いとはなりません。

★市民税所得割額77,101円未満の世帯

(例) ・1人目(保育所) 半額 カウント○

・2人目(保育所) 無料 カウント○

※「保育料」半額とは、ひとり親世帯等以外

の保育料からみた場合の保育料となります。

#### (2) 市民税所得割額77,101円以上の世帯（階層：6～11）

ひとり親世帯等のうち市民税所得額が77,101円以上の世帯については、保育所の他にこども園や幼稚園等を兄弟姉妹で利用する場合（のみ）、小学校就学前の児童で最年長の児童から順に児童ごとに算定された保育料から2人目は半額、3人目以降は無料となります。

但し、保育所以外の施設を兄弟姉妹が利用している場合、「保育所・こども園保育料多子軽減届出書」が必要です。

★市民税所得割額77,101円以上の世帯

(例) ・1人目(高校生) カウント×

・2人目(幼稚園) カウント○

・3人目(保育所) 半額 カウント○

・4人目(保育所) 無料 カウント○